

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

現状と課題

- いじめ防止対策推進法の第1条には、いじめが、「被害の子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える」おそれがあるものという認識に立ち、「児童等の尊厳を保持する」ために、いじめ防止の対策を推進することが、この法律の目的であると示されている。

【いじめ防止対策推進法】

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

- 学校や教育委員会は、同法第2条に規定される「いじめ」の定義のうち、重大事態に相当するようないじめについては、被害の子供の尊厳の保持という極めて大きな責務を担って、問題解決に導くことが求められていると理解しなければならない。
- 被害の生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、徹底した支援を行う必要がある。特に、精神的な被害は、その実態がほかの人からは把握しにくいことに留意し、「楽しそうに見える。」、「元気になった。」、「困難を乗り越えて、前より仲良くなった。」など、表面的な状況で安易に回復したと判断することを避けなければならない。

具体的な取組

ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援

被害の子供が二度といじめを受けることのないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。

校長は、教育委員会の助言を得ながら、子供の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。

学校の指導により、加害の子供によるいじめの行為は行われなくなったとしても、被害の子供の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは継続的な支援を続ける。

④ 全校で実施

イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明

重大事態への対処に当たっては、「いじめ防止対策推進法」に基づく調査（参照：73ページ）の結果等の情報について、被害の子供の保護者に提供することが規定されている。学校は、この結果に加えて、当該の子供が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得るとともに、そうした対応の結果、どのように状況が改善されたかを、定期的に報告することが不可欠である。

④ 全校で実施

ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援

子供が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。

財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて、学校又は教育委員会と加害の子供及びその保護者とが十分に協議し、適切にその回復がなされるよう努める。

精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

⑧ 必要に応じて実施・例示

エ 教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援

不登校に至った子供に対しては、いじめの解消を図ることはもとより、学校復帰のための支援、学力を身に付けさせるための支援、将来の自立に向けた社会性を身に付けさせるための支援等、子供の実態に応じて長期的な視野に立った総合的な支援を行う。

その際、当面学校に通うことが困難な状況等が見られる場合には、早期に、各区市町村教育委員会が設置している教育支援センター（適応指導教室）※21等と連携して上記の支援の実現を目指す。

⑧ 必要に応じて実施・例示

※21 教育支援センター（適応指導教室） 不登校の小・中学生の学校復帰を支援するため、区市町村教育委員会が、学校外に設置している施設。多くの施設では、教科学習、体験活動、自立に向けた対人スキルの習得などに関する指導を行っている。

(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

現状と課題

- 加害の生徒に対しては、いじめは絶対に許されないことのみならず、被害の子供の精神的な苦痛が十分に理解できるよう指導し、二度と同様の行為を行わないよう反省させる必要がある。ただし、重大事態に係る被害の子供の精神的苦痛は、必ずしも加害の子供の行為の重大性にかかわらず生じることもあるため、個々の事例の問題点を明らかにした上で、加害の子供の人権等に配慮した指導を行うことが大切である。
- また、指導に当たっては、形式的な謝罪のみに終わらせることなく、いじめを行った背景を踏まえて、外部人材や関係機関の協力を得て、自分の行為を振り返ることができるようにする。とりわけ、イライラの解消、高ぶる感情の抑制、適切な人間関係づくりなどの方策については、十分に指導や支援を行っていくことが求められる。

具体的な取組

ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導

複数の教員で適切に役割分担をしながら、加害の子供の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。

子供が、自分の行為を反省する態度を示すなどした場合には、どのように行動すれば、学校のみんなが安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えさせ、自己の目標を決めるなどして実践できるよう指導する。

④ 全校で実施

イ 保護者への説明や協力関係の構築

加害の子供に対する指導や構成に向けての支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得る。

被害の保護者と加害の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすることなどが想定される場合には、校長は、所管教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるよう調整を図る。

また、加害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じるなどして、学校と保護者の信頼関係の構築に努める。

② 法による充実・推進規程

ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援

加害の子供の行為の背景には、例えば加害の子供が過去に深刻ないじめを受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もあることから、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、更生のための支援を行う。

⑧ 必要に応じて実施・例示

エ 別室での学習の実施

加害の子供に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害の子供等が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、加害の子供を、被害の子供が学習する教室以外の教室等で学習させる。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 5 項 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

③ 法による必要がある場合の実施規定

オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援

加害の子供の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。

また、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害生徒に対して、今後も生命、身体、財産の被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。

そのほか、加害の子供の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、更生への支援を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 6 項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 法による必要がある場合の実施規定

カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

加害の子供への指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害の子供や周囲の子供の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告※22等の懲戒※23を加える。

また、所管教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを行い続ける場合は、加害の子供（小・中学校段階）の保護者に対して出席停止※24を命ずるなど、被害の子供や周囲の子供が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

なお、こうした措置を講ずる場合には、被害の子供の学習環境の確保と加害の子供の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施する必要がある。特に、加害の子供の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該の子供の実態を考慮して、適切な指導や支援を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第 25 条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第 26 条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

③ 法による必要がある場合の実施規定

※22 訓告 学校教育法第 11 条に規定された「懲戒」の種類の一つとして、同法施行規則に示されているもの。子供の問題行動等の反省を促し更生を図ることなどを目的として、校長が、子供に対して行う言葉による戒めの処分

※23 懲戒 学校教育法第 11 条には「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、（中略）児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる」と規定されており、同法施行規則で、懲戒の種類として、「退学」「停学」「訓告」等が示されている。このうち、学齢児童（義務教育段階）には、「停学」を行うことはできない。

※24 出席停止 学校教育法第 35 条に基づき、性行不良で、他の子供の教育の妨げになる子供の保護者に対して、所管教育委員会が命じる措置。当該教育委員会は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付する。

(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

現状と課題

- 重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲の子供を通して、多くの保護者がその事実を知ることが少なくない。学校は、被害の子供の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者やPTA役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて、問題解決に向けた協力依頼をすることが大切である。
- 重大事態が、被害の子供と加害の子供の関係にとどまらず、学校全体の問題に発展して、他の子供や保護者に不安を生じさせるような状況に至った場合は、学校は、地域や関係機関等の専門的な立場から助言や協力を受けるなどして、問題を根本から解決させる取組を強力に推進していく必要がある。

具体的な取組

ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決

加害の子供が集団で暴行を加えたなど、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害の子供が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合などには、所管教育委員会との連携の下に、いじめ対策緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状についての的確に説明する。

また、必要に応じて、問題の解決や事態の收拾のため、保護者やPTA役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協働体制を確立する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決

前記アのような状況が発生した場合は、併せて「学校サポートチーム」の緊急会議を招集し、地域住民や、警察、福祉等の関係機関にも協力を依頼し、地域社会が一体となって、問題の解決に当たる体制を確立する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決

いじめ問題に関して、学校だけでは解決困難な状況が発生した場合には、所管教育委員会を通して、東京都教育相談センターが組織する「いじめ等の問題解決支援チーム※25」の訪問を依頼する。校長は、複数の専門家から、問題の解決に向けた助言を受ける。

また、子供の精神的動揺が想定される緊急事態等が発生した場合には、同センターに対して、心理職である「専門家アドバイザースタッフ※26」の派遣を要請し、必要な生徒に対して心のケアを行い、二次被害等の発生を防止する。⇒100・101ページ参照

⑧ 必要に応じて実施・例示

※25 いじめ等の問題解決支援チーム 東京都教育相談センター内に設置され、保護者の理解が得られないなど、学校だけでは解決が困難ないじめの事例について、要請に応じて、弁護士等の複数の専門家がチームを組んで、学校を訪問し、校長等に助言

※26 専門家アドバイザースタッフ 東京都教育相談センターが、緊急支援として子供の命に関わる事故後に、学校全体の子供への心のケア等を行うために要請に応じて、心理職が学校を訪問し、面接等を実施

(5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

現状と課題

- いじめ防止対策推進法で定められた「重大事態への対処」は、「重層的な責任体制」を体现するための中核をなす規定となっている。この規定では、発生した重大事態について、学校又は教育委員会が組織的に事実解明のための調査を行い、その結果を地方公共団体の長に報告することが義務付けられている。また、報告を受けた地方公共団体の長は、調査結果について再調査を行うことができることも定められている。
- 学校及び所管教育委員会は、全ての重大事態について、詳細かつ正確に調査を行い、明らかとなった事実を地方公共団体の長に報告しなければならない。
- この調査の目的は、子供が受けた被害の解消と、同種の事態の再発防止である。調査の中で、学校としてのいじめ防止の取組を検証し、課題を明らかにするとともに、それらの課題を解決すべき方策を示すことが求められる。また、その方策を、「学校いじめ防止基本方針」の改訂に反映させ、被害の子供が安心して学校生活を送ることができる環境を再構築していかなければならない。
- 調査の結果、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合などでも、遡及的に重大事態に該当しない案件となるわけではないことに留意する。

具体的な取組

ア 調査組織の決定と調査の実施

所管教育委員会は、いじめ防止対策推進法に規定された調査を開始するに当たり、当該教育委員会における組織で調査を行うか、学校における組織で調査を行うかを決定する。

教育委員会における組織で調査を行う場合は、各自治体の条例や規則等により常設された「いじめ問題対策委員会」等の組織を活用することが一般的である。学校は、子供からの聴き取りの日程の調整や聴き取りを行う子供の保護者への事前説明など、同委員会による調査に全面的に協力する。

学校における組織で調査を行う場合は、「学校いじめ対策委員会」を活用することが一般的だが、事例ごとに必要に応じて、委員会の委員以外の教職員、保護者代表、地域住民代表、関係機関の職員等を加えるなどして、組織のメンバーを確定させる。

いずれの組織で調査を行う場合でも、いじめの存否に係る事実認定等が必要とされるときは、弁護士や警察OB等外部の専門家に、情報の分析を依頼することも検討する。

なお、学校による調査を開始した後に、明らかになってきた事実や学校が置かれている状況の変化等に伴い、学校による調査から教育委員会による調査に切り替えて、引き続き調査を行うことなども考えられる。

① 法による義務規定

イ 「不登校重大事態」における調査

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項 2 号に該当するいわゆる「不登校重大事態」についての調査の実施に当たっては、平成 28 年 3 月に文部科学省が示した「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、被害の子供の学校復帰と再発防止を目的として、当該の子供が欠席し始めた時点で、他の生徒への聴き取り等、調査の準備を開始する。

① 法による義務規定

ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供

調査により明らかとなった事実関係（いつ、誰から、どのようにいじめが行われ、学校がどのように対応したかなど）について、適時・適切な方法で、被害の子供やその保護者に説明する。

これらの情報提供に当たっては、他の子供のプライバシーの保護等に配慮しつつも、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。

調査終了時における説明では、被害の子供やその保護者から、調査結果に対して理解を得られるよう努める。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① 法による義務規定

エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告

重大事態に係る調査結果の報告については、学校の組織による調査の場合は、文書をもって、校長（調査組織の代表が校長でない場合は当該代表）から、所管教育委員会教育長に報告する。

この報告書の作成に当たって、教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。ただし、事例ごとに、子供からの聴き取り記録などを添付するなど、確認された事実関係が明確になるよう工夫する。

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する。

① 法による義務規定

オ 地方公共団体の長による再調査への協力

いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定により、地方公共団体の長が、学校又は教育委員会の組織による調査結果について再調査を行うこととなったとき、学校及び教育委員会は、再調査の実施に全面的に協力する。

【いじめ防止対策推進法】

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

第 3 項 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

① 法による義務規定



位置付け別 学校の取組一覧

第2章では、学校が行うべきいじめ防止のための取組を、四つの段階別に示している。

これらの中には、「いじめ防止対策推進法」で義務として規定されている取組もあれば、この「いじめ総合対策」により、東京都公立学校で必ず行うこととしている取組もある。また、事例ごとに必要に応じて行うべき取組や、学校ごとに工夫して行う取組を例示しているものもある。

ここでは、第2章に掲載した全ての取組を、6ページに記載した「具体的な取組」の位置付け別に、並べ直して列記する。これにより、改めて、位置付けごとに行うべき取組を確認することができる。

① 法による義務規定

「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、必ず実施するよう義務付けられている取組

段階	項目	学校の取組	掲載ページ
1 未然防止	(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導	15
		イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	18
	(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底	ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催	19
		エ 「いじめに関する研修」の実施（年間3回以上）	21
		オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂	21
(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼	30	
2 早期発見	(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知	ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進	32
		イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底	33
	(3) 全ての教職員による子供の状況把握	イ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築	39
		ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知	41
		イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存（年間3回以上）	41
3 早期対応	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応	57
		ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応	59
	(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援	ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告	62
4 重大事態への対処	(1) 重大事態発生の判断	ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解	64
		イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断	64
		ウ 重大事態発生の報告	65
	(5) 「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果報告	ア 調査組織の決定と調査の実施	73
		イ 「不登校重大事態」における調査	74
		ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供	74
		エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告	75
オ 地方公共団体の長による再調査への協力	75		

② 法による充実・推進規定

「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう義務付けられている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
2 早期発見	(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応	48
4 重大事態への対処	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	イ 保護者への説明や協力関係の構築	68

③ 法による必要がある場合の実施規定

「いじめ防止対策推進法」により、必要に応じて実施するよう示されていたり、例示されたりしている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
3 早期対応	(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例 (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例	◎ いじめの程度に応じた対応 (例)	54
	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応	58
	(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援	イ 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援	62
4 重大事態への対処	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	エ 別室での学習の実施	69
		オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援	69
		カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保	70

④ 全校で実施

「いじめ総合対策」により、全ての学校で、必ず実施するよう求めている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(3) いじめを許さない指導の充実	イ 「いじめに関する授業」の実施 (年間3回以上)	23
	(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	オ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくり	28
	(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催	30
2 早期発見	(3) 全ての教職員による子供の状況把握	ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底	39
	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	ウ スクールカウンセラーによる全員面接 (小学校5年生、中学校1年生、高校1年生対象 特別支援学校を除く)	43
		オ 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用	44
		カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知	44
(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施	46	

3 早期対応	(1)「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底	ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定	50
		イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言	50
		ウ 対応記録のファイリング	51
		エ 解消の確認	51
	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	ア 被害の子供の安全確保と不安解消	56
		イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察	56
4 重大事態への対処	(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援	ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援	66
		イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明	67
	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導	68
		イ 保護者への説明や協力関係の構築	68

⑤ 全校で充実・推進

「いじめ総合対策」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう求めている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底	ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり	18
	(3) いじめを許さない指導の充実	エ 困難に対処できるようにするための指導	24
	(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	オ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発	28
2 早期発見	(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知	イ 学級担任等による定期的な個人面談	37
		ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用	37
		エ 定期的な「生活意識調査」等の実施	37
	(3) 全ての教職員による子供の状況把握	ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察	39
	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	キ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス	44
	(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施	46
		ウ PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報	46
		エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報	47
		オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供	47
		カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報	47

⑥ 各学校で工夫・改善

「いじめ総合対策」により、各学校で工夫・改善して実施するよう求めている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導(「居場所づくり」と「きずなづくり」)	16
		エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導	16
	(3) いじめを許さない指導の充実	ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり	23
	(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	ア 互いに認め合う態度を育む取組	26
		イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組	26
		ウ 取組の推進役を担えるリーダーの育成	27
		エ 児童会・生徒会活動による取組	27
2 早期発見	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組	43

⑦ 教職員が工夫・改善

「いじめ総合対策」により、一人一人の教職員が工夫・改善して実施するよう求めている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	ア 魅力ある授業の実現	15
		オ 子供と教職員の信頼関係の構築	16
2 早期発見	(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知	ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察	36

⑧ 必要に応じて実施・例示

「いじめ総合対策」により、必要に応じて実施するよう示していたり、例示していたりする取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(3) いじめを許されない指導の充実	ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施	23
3 早期対応	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	エ いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会(コミュニティスクール委員会)、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼	57
		オ 地域住民(民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等)による声掛け、見守り等	58
		キ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等	59
4 重大事態への対処	(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援	ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援	67
		エ 教育支援センター(適応指導教室)等と連携した支援	67
	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援	69
	(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決	ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決	71
		イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決	71
		ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決	72